

# 館岩での学校行事に看護師同行をめざす

## 27項目に渡って団体交渉実施 第1報

# さいたま市教組新聞

さいたま市  
教職員組合  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail saitama@kyouiku-net.org  
URL http://www2.plala.or.jp/saitama-sikyouso/  
2007.7.20(金)  
No.123

さいたま市教組は、七月十七日、「学校運営並びに教育条件整備等についての要求書」に基づく市教委との団体交渉を行いました。市教委からは、学校管理部・学校教育部・生涯教育部の各部長から、職員課長、指導一課長、指導二課長、教育総務課長、学校施設課長、教育財務課長、学事課長、健康教育課長、教育研究所長、館岩少年自然の家所長、体育課長が出席しました。市教組からは山本委員長ほか二三名が参加し、現場の声を率直に出しました。要求項目に対する市教委回答を特集します。項目と回答(囲み部分)は要約しています。

【要求】小五や中二が宿泊学習で利用する館岩に常勤の看護師等を配置すること。

常勤の看護師配置は早急には無理である。館岩・南郷・六日町での宿泊学習には看護師の学校派遣が現地への同行の方向で人材を確保していきたい。

八月の市報に募集要項を掲載する準備をしている。四、五人は確保したい。年度内実施も考える。

【要求】人間関係プログラムを減らすこと。また、プログラムに関する一日研修は半日等に改善すること。

繰り返し実施することが大切だ。今年度、資料作成委員会を作り、補助資料を作成する。授業での工夫をいくつか用意し、提供する。

研修は夏季休業中の実施や半日も視野に入れ検討する。

【要求】紙等の消耗品費、校舎の劣化・損傷等に対する修繕料を増額すること。

市全体で経常経費が削減されているが、予算確保に努める。特別修繕については危険性・緊急性等個々の状況を勘案し、対応したい。

【要求】市教委内に総括労働安全衛生委員会を設置すること。職員代表として市教組代表を入れること。

学校教育部と協議したい。(市教組「ぜひ設置するべき。教育総務課、健康教育課、教職員課を含め、協議を継続すること」)話し合いは続ける。

【要求】人事評価制度で、年度当初の校長と教頭の自己申告シートに記載内容の教職員への周知を徹底すること。

校長は自己申告シート作成後、教職員に説明・周知する必要がある。今後も指導していく。



### 大地震時に崩壊の危険性が高い校舎でも補強でいいの？

【要求】市内の小中学校の耐震強度の調査結果を明らかにすること。構造耐震指標(Ⅰs値)が0.3未満の学校名を公表し、対策を示すこと。

【回答】第一次診断(図面上の診断)が終わり、第二次(コンクリートの抜き取り検査)を実施している。必要に応じ補強工事を行う。

【組合】0.3未満はあるのか。

【回答】(第一次診断で)0.3未満はある。第二次診断結果は年度末に判明する。0.3未満でも原則は補強でやる。

【組合】マンションの耐震強度偽装問題では0.3未満は立替が原則のようなのだが、なぜ補強でいいのか。

【回答】文科省は0.3未満でも補強でもいいと示している。

《注》構造耐震指標(Ⅰs値)とは、

建築物の耐震性能(地震に対する安全性)を数値化したもので、各階ごとに算出する。0.3未満は大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。0.3以上0.6未満は大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性がある。0.6以上は大地震時に倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

交渉翌日、文部科学省施設助成課調査係に問い合わせました。国土交通省は0.6以上と示している。文科省は0.7以上への補強工事に対し、国庫補助をする。0.3未満の校舎改築の場合も国庫補助する。0.3未満の補強工事に対して補助はしない。文科省が0.7以上とした根拠は児童生徒が学習する場であること、災害時に緊急避難場所に指定されていることが、考えられます。

### 割振変更簿は全員配布し活用すること

【要求】超過勤務の解消をすすめること。割振変更簿を配布し、時間調整等について、例外なく記入するよう校長に指導すること。

【回答】割振変更簿は一人一人に配布するもの。学年会はもちろん勤務であり、勤務時間を超過していれば変更簿に書く。学校日誌に記入したもので、個々に調整の日が異なる場合は、変更簿に記入する。いずれも本年三月一六日付市教委発出文書(第一七三三三号)をよく読んで欲しい。

管理訪問では、変更簿が作られているかを見ている。

変更簿の保管場所については学校で工夫して欲しい。

《注》年休簿等と同じように、すぐに利用できる場所がよい。

《注》管理職が記入するのではない。本人が記入する。

《注》度重なる市教委との交渉で確認していることは左記の通り。

超過勤務の対象は、職員会議、研修会、生徒指導、三者面談・保護者面談など保護者との対応、家庭訪問、分掌の会議、学年会、駅伝やサッカー・バスケット・水泳・金管等の朝練集や放課後練習などです。